

令和2年第1回羽村・瑞穂地区学校給食組合 教育委員会（定例会）会議録

日 時 令和2年1月28日（火）午後1時30分～午後2時

場 所 瑞穂町役場3階3-2会議室

出席者の氏名 5名

教育長 桜 沢 修、教育長職務代理者 鳥海 俊身、委員 永井 英義、
委員 塩田真紀子、委員 滝澤 福一

傍聴者 なし

議題

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第1号 令和2年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算要求のうち教育費に係る意見聴取について
- 日程第3 議案第2号 羽村・瑞穂地区学校給食センター運営審議会条例の制定に係る意見聴取について
- 日程第4 議案第3号 令和元年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第2号）のうち教育費に係る部分の意見聴取について
- 日程第5 報告事項 令和2年度給食計画及び羽村・瑞穂地区学校給食費会計予算について

〈会議経過〉

○教育長：皆さん、こんにちは。

ただいまの出席委員は5名です。定足数に達しておりますので、これより令和2年第1回羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会（定例会）を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

〔日程第1〕

○教育長：日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第27条の規定により、教育長において、鳥海俊身委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

〔日程第2〕

○教育長：日程第2、議案第1号「令和2年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算要求のうち教育費に係る部分の意見聴取について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長：教育長、事務局長です。

○教育長：事務局長。

○事務局長：議案第1号「令和2年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算要求のうち教育費に係る部分の意見聴取について」ご説明いたします。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和2年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算要求のうち教育費に係る部分について教育委員会の意見を聴取する必要があるため、その内容を説明し、意見を求めるものでございます。

詳細につきましては、給食課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○給食課長：教育長、給食課長です。

○教育長：給食課長。

○給食課長：詳細についてご説明いたします。

なお、教育費に係る部分の意見聴取でございますが、歳入につきましては、主要財源である分賦金をご説明させていただきます。歳出につきましては、教育費と事務所費ポスターコンクールにかかる予算について説明させていただきます。

それでは、お手元に配付いたしました議案第1号の別紙「令和2年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算（案）概要」の1ページをご覧ください。

本年度の予算総額でございますが、歳入歳出それぞれ4億117万7,000円で、昨年度と比較して96万7,000円の増額でございます。

はじめに、歳入につきましてご説明いたします。

第1款分賦金は、3億8,601万8,000円で、前年度と比較して91万9,000円の増額でございます。表の右側、説明欄をご覧ください。

構成団体別の分賦金につきましては、例年4月1日の児童・生徒の見込み数に基づいて算出しており、令和2年度の児童・生徒の見込み数の合計は、羽村市が4,230人、瑞穂町が2,305人、合計6,535人で、前年度比105人の減でございます。分賦金の割合は、羽村市が64.73%で、2億4,986万9,000円、瑞穂町が35.27%で、1億3,614万9,000円でございます。

2ページをご覧ください。歳出についてご説明いたします。

第2款事務所費ですが、説明欄をご覧ください。ポスターコンクールにかかる経費でございます。審査員謝礼を1万8,000円、入賞者賞品を2万7,000円、ポスター作成委託料を20万6,000円計上いたしました。

なお、ポスター作成については、昨年と同様に配送車掲示用を4枚、公共施設等に掲示するA2サイズのを100枚計上してございます。

次に、第3款教育費は2億9,730万円で、前年度比767万5,000円の増額でございます。増減の内訳でございますが、第1項教育総務費第1目教育委員会費24万2,000円で、前年度と比較して1万8,000円の増額でございます。13節の委託料で会議録作成時間の見直しによる増額でございます。第2項保健体育費第1目学校給食費は、2億9,655万8,000円で、前年度と比較して815万7,000円の増額でございます。増減の内訳でございますが、第1節報酬は、前年度比較で2,161万6,000円の増額でございます。説明欄をご覧ください。運営審議会委員報酬は、前年度と同様でございますが、会計年度任用職員制度導入に伴い、嘱託員報酬と右のページ第7節賃金の臨時職員賃金がなくなり、新たに会計年度任用職員報酬3,879万4,000円を計上いたしましたことにより、報酬の合計は、前年度比で2,161万6,000円の増額となっております。

3ページをご覧ください。次に、第2節給料ですが、調理に従事する職員の給料13名分、5,209万3,000円で、定期昇給により前年度比51万6,000円の増額となっております。

次に、第3節職員手当等ですが、地域手当を468万9,000円とし、62万6,000円の減額でございます。これは、羽村市が支給率を10%から9%に変更したことに伴い同様の予算計上をしたものです。その他、退職手当組合負担金で、752万4,000円を計上いたしました。令和2年度末定年退職者を予定しております関係で、特別負担金が発生することによるものです。それと、会計年度任用職員期末手当196万8,000円を新規計上いたしました。

次に、第4節共済費ですが、給料と同様に地域手当支給率変更に伴い、職員共済組合負担金を1,690万円とし、6万9,000円の減額となっております。次に、会計年度任用職員制度導入にあたり、臨時職員等社会保険料等を会計年度任用職員社会保険料と名称変更いたしました。

次に、第7節賃金ですが、報酬で説明しましたのでここでは割愛させていただきます。

次に、第11節需用費については、光熱水費等の上昇もございますが、消耗品費と施設修繕料を大幅に削減し、合計で前年度比107万8,000円の減額といたしました。

4 ページをご覧ください。次に、第 1 2 節 役務費ですが、職員や会計年度任用職員等が行う検便検査について検査方法を変更したことにより、単価が大幅に下がったことなどで、前年度と比較して 8 1 万 6, 0 0 0 円の減額となっております。第 1 3 節 委託料ですが、ほぼ例年同様の委託項目となっております。真ん中付近の重油地下タンク機密漏洩検査委託料 6 1 万 6, 0 0 0 円は、7 年に 1 度タンク内の清掃が必要なため計上しました。

また、下から 3 行目の再資源化収集運搬委託料 6 1 万 1, 0 0 0 円は、破碎した牛乳パックをリサイクルに回すための収集運搬委託料です。全体では 2 0 2 万円の増額となっております。第 1 4 節 使用料及び賃借料については、前年度とほぼ同額の予算計上となっております。

次に、第 1 8 節 備品購入費については、老朽化した備品の買い替えとして、第 1 センターでは、カップ用洗浄機 1 台、蒸気回転釜 1 台、コンテナ 5 台など、第 2 センターでは昇降式消毒保管機 1 台、フードスライサー 1 台など買い替えのための経費を計上したもので、前年度と比較して 1 8 8 万 9, 0 0 0 円の減額でございます。

次に、第 2 目 施設整備費の 1 5 節 工事費ですが、緊急工事費として 5 0 万円を計上いたしました。

以上で、「令和 2 年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算要求のうち教育費に係る部分の意見聴取について」の説明とさせていただきます。

○教育長：以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑がありましたらお願いします。

○教育長：永井委員。

○永井委員：4 ページの役務費検便手数料は、検査方法を変えることによって価格が下がったということですが、もちろんやり方が変わっても安全は守られるということかと思うんですが、どういうふうに変ったんでしょうか。

○事務局長：教育長、事務局長です。

○教育長：事務局長。

○事務局長：大量調理施設衛生管理マニュアルというのが改正になりまして、ノロウイルス検査の方法としてブレイア法というものを利用できるようになりました。今まで使っていましたリアルタイム RT-PCR 法から、それが 3, 0 0 0 円だったものが、1 回あたり 8 5 0 円でできるようになって、2, 1 5 0 円下がりました。これを 1 0 月から 3 月まで冬期の間行いますので、金額的には大幅に下がることとなりました。以上です。

○教育長：他に質疑ございますか。

○教育長：それでは、質疑なしと認めます。

○教育長：お諮りいたします。議案第1号「令和2年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算要求のうち教育費に係る部分の意見聴取について」、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○教育長：ご異議ないものと認め、原案のとおり承認することに決定しました。

〔日程第3〕

○教育長：次に、日程第3、議案第2号「羽村・瑞穂地区学校給食センター運営審議会条例の制定に係る意見聴取について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長：教育長、事務局長です。

○教育長：事務局長。

○事務局長：それでは、議案第2号「羽村・瑞穂地区学校給食センター運営審議会条例の制定に係る意見聴取について」ご説明いたします。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、羽村・瑞穂地区学校給食センター運営審議会条例の制定について教育委員会の意見を聴取する必要があるため、その内容を説明し意見を求めるものでございます。

今回の改正は、羽村・瑞穂地区学校給食センター運営審議会規則により設置しております運営審議会について、地方自治法第138条の4第3項に基づく教育委員会の附属機関として整理し、運営審議会委員について、地方公務員法第3条第3項第2号の特別職の非常勤職員であることを明確にするため、新たに条例を制定しようとするものでございます。その内容でございますが、お手元に配付いたしました議案第2号資料「羽村・瑞穂地区学校給食センター運営審議会条例、規則との対照表」をご覧ください。表の右側が、現在の羽村・瑞穂地区学校給食センター運営審議会規則、左側が、新たに制定しようとする羽村・瑞穂地区学校給食センター運営審議会条例でございます。

まず、第1条でございますが、審議会の設置について定めるもので、学校給食センターの円滑な運営を図るため、教育委員会の附属機関として運営審議会を設置することを定めるものでございます。

次に、第2条は、所掌事項について定めるもので、運営審議会は、教育委員会からの諮問に応じ、学校給食センターの運営に関し必要な事項を調査審議し、答申するものとしております。また、第2項で、諮問のほかにも、学校給食センターの運営に関し、意見を述べるができるとしております。

次に、第3条は、組織について定めたもので、委員人数を23人以内とし、選出団体及び委員数を規定しております。

2ページ目をご覧ください。第4条は、委員の任期について定めたもので、委員の任期については、現在の規則と同様に1年とし、再任は妨げないこととしたものです。なお、委員に欠員が生じた場合は、必要に応じて補欠委員を委嘱できるとしたものでございます。

次に、第5条は、会長及び副会長について定めたもので、会長及び副会長は、委員の互選により定めるとするものです。第6条は、監査委員について定めたもので、学校給食センターが私費会計として管理しております学校給食費の経理について監査を行うため、監査委員2名を置き、その選出方法としては、委員の互選によることとしたものでございます。

次に、第7条は、審議会の会議について定めたもので、会議は、会長が招集し議長となること、委員の過半数以上の出席により開会できることなどを定めたものでございます。

次に、3ページをご覧ください。第8条は、守秘義務について定めたもので、審議会委員は特別職の非常勤職員であり、地方公務員法の適用を受けないことから、守秘義務について定めたものでございます。第9条は、審議会の庶務について定めたもので、学校給食センター給食課において処理することとしております。

次に、第10条は、委任でございます。この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定めるとしてあります。付則でございますが、この条例は、現在選任されております運営審議会委員の任期満了後となる本年6月1日から施行しようとするものです。

以上で、羽村・瑞穂地区学校給食センター運営審議会条例の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長：以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑がありましたらお願いします。

○教育長：質疑ありませんか。

○教育長：質疑がないものといたします。これにて質疑を終了します。

○教育長：お諮りいたします。

議案第2号「羽村・瑞穂地区学校給食センター運営審議会条例の制定に係る意見聴取について」、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○教育長：ご異議ないものと認め、原案のとおり承認することに決定いたしました。

〔日程第4〕

○教育長：次に、日程第4、議案第3号「令和元年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第2号）のうち教育費に係る部分の意見聴取について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○事務局長：教育長、事務局長です。

○教育長：事務局長。

○事務局長：議案第3号「令和元年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第2号）のうち教育費に係る部分の意見聴取について」ご説明いたします。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和元年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第2号）のうち教育費に係る部分について教育委員会の意見を聴取する必要があるため、その内容を説明し意見を求めるものでございます。

補正予算の詳細でございますが、お手元に配付いたしました議案第3号の別紙「令和元年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第2号）（案）概要」をご覧ください。

この補正予算につきましては、歳入歳出の予算の総額はそのままに、歳出の款・項の区分ごとに振り分けて補正するものでございます。

まず、歳出の第3款教育費第2項保健体育費の説明欄をご覧ください。運営審議会委員報酬については、臨時会の開催が見込まれなくなったことによる不用額30万6,000円を減額するものです。

次に、一般職給料については、職員の昇任者が当初見込みより増えたことにより生じた不足分21万2,000円を増額しようとするものです。

次に、需用費の被服購入費については、白衣等の買い替えによる購入数量が当初見込みを下回ったことにより、50万円を減額するものでございます。

次に、役務費についてですが、月2回の検便検査の単価が見積り合わせにより下がったこと、冬期のノロウィルス検査手数料が、国の大量調理施設衛生管理マニュアルの改正を踏まえて検査方法を変更したことにより、合わせて104万円を減額しようとするものです。

次に、給食配送業務委託料については、契約差金として、144万円を減額するものでございます。

以上で、「令和元年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第2号）のうち教育費に係る意見聴取について」の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長：以上で提案理由の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑がありましたらお願いします。

○教育長：質疑がありませんので、質疑を終了します。

○教育長：お諮りいたします。

議案第3号「令和元年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第2号）のうち教育費に係る部分の意見聴取について」、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○教育長：ご異議ないものと認め、原案のとおり承認することに決定しました。

〔日程第5〕

○教育長：日程第5、報告事項「令和2年度給食計画及び羽村・瑞穂地区学校給食費会計予算について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

○給食課長：教育長、給食課長です。

○教育長：給食課長。

○給食課長：それでは、報告事項「令和2年度給食計画及び羽村・瑞穂地区学校給食費会計予算について」ご説明いたします。

はじめに、「令和2年度給食計画について」ご説明いたします。資料1「令和2年度給食計画」をご覧ください。1、給食日数及び給食費ですが、基準日数は、小学校が185日、中学校が180日です。給食費の金額は、記載のとおりです。小学校は、「低学年」「中学年」「高学年」の区分で金額が異なる設定となっております。基準日数を超えた場合、又は、それに満たない場合は、1食単価にそれを超えた日数、又は、それに満たない日数を乗じた金額を3月分で調整いたします。試食代金は、1食単価となります。小学校は、高学年区分の1食単価となります。

次に、2、給食センター稼働日及び稼働日数は、令和2年4月7日（火）から令和3年3月24日（水）までの間で、211日を予定しております。

次に、3、米飯給食予定日数は、年間148日を予定しており、前年度比6日増となっております。次のページに、年間の給食計画表がございますので、後ほどご覧ください。

以上で、令和2年度給食計画についての説明を終了いたします。

続きまして、「令和2年度羽村・瑞穂地区学校給食費会計予算」につきましてご説明いたします。

予算書の1ページをご覧ください。令和2年度羽村・瑞穂地区学校給食費会計予算は、次に定めるところによる。収入支出予算、第1条、収入支出予

算の総額は、収入支出それぞれ3億3,954万9,000円と定める。2、収入支出予算の科目区分ごとの金額は、「第1表 収入支出予算」による。

2ページをご覧ください。こちらは、「第1表 収入支出予算」を記載しておりますが、金額と内容につきまして、収入支出予算事項別明細書でご説明いたします。

4ページをご覧ください。はじめに収入でございます。科目1、小学校給食費は、本年度予算額2億1,500万5,000円、前年度予算額2億1,992万1,000円、前年度比較で、491万6,000円の減でございます。本年度予算の内訳は、1、現年度給食費が2億1,410万5,000円、2過年度給食費が90万円でございます。

説明の欄をご覧ください。1、現年度給食費の内訳は、羽村市が1億3,756万9,000円、瑞穂町が7,497万円、給食センターが148万2,000円、小学校試食代が8万4,000円でございます。

羽村市は、児童低学年891人、中学年952人、高学年1,020人、計2,863人、1億2,747万3,000円に、教職員等、218人、1,009万6,000円を加え、1億3,756万9,000円でございます。

瑞穂町は、児童低学年505人、中学年504人、高学年512人、計1,521人、6,760万7,000円に、教職員等、159人、736万3,000円を加え、7,497万円でございます。

給食センターは、職員32人、148万2,000円、小学校試食代は、334食、8万4,000円でございます。2、過年度給食費90万円につきましては、収納実績に基づき算出しております。

5ページをご覧ください。科目2、中学校給食費は、本年度予算額1億2,291万6,000円、前年度予算額1億2,516万6,000円、前年度比較で225万円の減でございます。

本年度予算の内訳は、1、現年度給食費が1億2,171万6,000円、2、過年度給食費が120万円でございます。

説明の欄をご覧ください。1、現年度給食費の内訳は、羽村市が7,696万5,000円、瑞穂町が4,415万1,000円、給食センターが57万5,000円、中学校試食代が2万5,000円でございます。

羽村市は、生徒1,367人、7,142万6,000円に、教職員等106人、553万9,000円を加え、7,696万5,000円でございます。瑞穂町は、生徒784人、4,096万4,000円に、教職員等61人、318万7,000円を加え、4,415万1,000円でございます。給食センターは、職員11人、57万5,000円、中学校試食代は、86食、2万5,000円でございます。2、過年度給食費120万円につ

きましては、収納実績に基づき算出しております。科目3、繰越金は、本年度予算額150万円、前年度予算額150万円、前年度比較で同額でございます。科目4、諸収入は、本年度予算額12万8,000円、前年度予算額9万9,000円、前年度比較で2万9,000円の増でございます。

収入合計は、本年度予算額3億3,954万9,000円、前年度予算額3億4,668万6,000円、前年度比較で713万7,000円の減でございます。

6頁をご覧ください。次に、支出でございます。科目1、小学校原材料費は、本年度予算額2億1,500万5,000円、前年度予算額2億1,992万1,000円、前年度比較で491万6,000円の減でございます。科目2、中学校原材料費は、本年度予算額1億2,291万6,000円、前年度予算額1億2,516万6,000円、前年度比較で225万円の減でございます。いずれも給食用のお米、パン、牛乳、副食等の原材料を購入する費用でございます。科目3、還付金は、本年度予算額50万5,000円、前年度予算額43万4,000円、前年度比較で7万1,000円の増でございます。これは、牛乳アレルギーにより牛乳を飲用できない児童・生徒等に対する牛乳代金の還付等でございます。

科目4、予備費は、本年度予算額112万3,000円、前年度予算額116万5,000円、前年度比較で4万2,000円の減でございます。

支出合計は、本年度予算額3億3,954万9,000円、前年度予算額3億4,668万6,000円、前年度比較で713万7,000円の減でございます。

以上で、「令和2年度 羽村・瑞穂地区学校給食費会計予算について」の説明を終了させていただきます。

○教育長：以上で報告が終わりました。

ご質問等ございましたらお願いします。

(質疑なし)

○教育長：ご質問がないようですので、質疑を終了します。

以上で、報告事項「令和2年度給食計画及び羽村・瑞穂地区学校給食費会計予算について」を終了します。

○教育長：これをもちまして、令和2年第1回羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会（定例会）を閉会いたします。

本日は、大変ご苦勞様でした。